石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次) 【申請要項】

【申請期間】

令和3年9月13日(月曜日)から同年11月1日(月曜日)まで

【申請方法】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年11月1日(月曜日)の当日消印有効です。

【宛先】〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)申請受付係 宛

- ※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※感染拡大防止のため、持参による申請はできませんので、あらかじめ ご了承ください。

インターネットによる申請も受け付けております。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin6.html]

【申請に必要な書類等の入手方法】

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- · 石川県商工労働部経営支援課
- ・ 金沢市、白山市、野々市市の商工担当課
- ・金沢市内、白山市内、野々市市内の商工会議所、商工会

【問合せ先】

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 (第6次) コールセンター (石川県事業者支援ワンストップコールセンター)

電話番号: 076-225-1920 Eメール: ishikawaonestop@jtb.com

受付時間:9時から18時まで(土、日、祝祭日も開設)

概要

1 趣旨

石川県では令和3年8月2日(月)~9月12日(日)の間、金沢市、白山市、野々市市内の事業者の皆様に「飲食店への営業時間短縮要請」(以下「時短要請」)のご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗(以下、「対象店舗」)を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)」(以下「第6次協力金」)を支給いたします。

(営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。)

2 協力金支給額(一部早期支給制度を利用された方は精算額を支給いたします)

1店舗あたり

別紙1~5のいずれかで

中小企業等

105万円~840万円 計算が必要です。

金沢市内において、いしかわ新型コロナ対策認証制度を9月12日(日) までに取得された方はいしかわ新型コロナ対策認証制度を申請した日から下限単価を 4万円として算出いたします。

大企業

0万円~840万円

なお、「申請日」とは

オンライン申請の場合、データの送信日時(受付完了メールの受信日時) 郵送の場合、封筒等に押印された消印の日時とします。(簡易書留等の控えの発行日)

, ※大企業について

<飲食業の場合>

「資本金の額又は出資の総額」が 5,000 万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が 50 人を超える会社 <カラオケなどのサービス業の場合>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

3 要請期間

令和3年8月2日(月)午後9時 (金沢市の場合午後8時)

~ 同年9月12日(日)深夜12時

4 要請対象地域

金沢市、白山市、野々市市内

5 要請内容

飲食店営業(食品衛生法)の許可を受けている店舗の午後9時から翌午前5時(金沢市内の場合は午後8時から翌午前5時)までの営業自粛

- ※酒類の提供は午後8時まで(金沢市においては終日自粛)
- ※金沢市において主として飲食を業としている店舗においては、カラオケ設備利用の 終日自粛

申請要件

対象となる店舗が次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1.対象店舗が、時短要請前から継続して、午後9時(金沢市においては午後8時) から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。
 - ※食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けている店舗であること
 - ※下記の店舗等は対象外となります。
 - ・コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース、 テイクアウト専門店、キッチンカー
 - ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
 - ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うもの)
- 2. 対象の店舗が業界ごとのガイドラインを遵守していること。
- 3. 対象の店舗が令和3年8月2日(月)午後9時から翌午前5時(金沢市内の場合は午後8時から翌午前5時)までの全ての期間において時短要請(午後9時から翌午前5時までの営業自粛(金沢市の場合、午後8時から翌午前5時までの営業自粛))にご協力いただいたこと。
 - ※酒類の提供は午後8時まで(金沢市においては終日自粛)
 - ※金沢市において主として飲食を業としている店舗においては、 カラオケ設備の終日自粛
- 4. 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること。
- 5. 県から検査や報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じる こと。
- 6. 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 - また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
 - ※提供いただきました情報につきましては、いしかわ新型コロナ対策認証制 度事務局及び石川県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会・提供さ せていただきます。

申請手続き等

1 申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 石川県商工労働部経営支援課
- ・金沢市、白山市、野々市市の商工担当課
- ・ 金沢市内、白山市内、野々市市内の商工会議所、商工会

2 申請方法

申請書チェックリストで規定する申請書類を<u>郵送またはWEB申請</u>のいずれ かの方法で提出してください。

- ※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、申請書類の控えを必ず手元に保管ください。
- ※申請書類の不備等がある場合は、支給までに時間を要することがあります。 追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合 は、不支給決定となる場合があります。
- ※申請書類は返却いたしません。

I.郵送の場合

必ず**簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送**してください。 令和3年11月1日(月)の当日消印有効です。

※提出先が誤っている場合や料金不足の場合は、受付せず返送いたします。 これにより申請書が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんの でご注意ください。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたし かねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒920-0864 金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)申請受付係 宛

- ※裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載願います。
- ※送料は申請事業者側でご負担を願います。
- ※<u>郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、</u> 持参による申請は受け付けておりません。

Ⅱ.WEB申請の場合

県ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

県ホームページ:

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin6.html

※申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが 届きます。ご確認ください。

3 協力金の申請受付期間

令和3年9月13日(月)~同年11月1日(月)まで

4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を順次支給します。(目安として、不備がない場合は3週間程度)

5 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金の不支給を決定したときは、後日、不支給に 関する通知を発送いたします。

6 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。 感染拡大防止のため、コールセンターでの申請受付や相談対応は行っていません。

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電話番号:076-225-1920

受付時間:9時~18時まで(土、日、祝祭日も開設)

その他

- 1 第6次協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第6次協力金の支給決定を取り消し、あるいは、期限を定めて返金を求めます。これを申請事業者が納期日までに返金しないときは、協力金の返金とともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(第6次協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払っていただくことになります。
- 2 第6次協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 第6次協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回限りです。法人 と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはでき ません。
- 4 第6次協力金の支給を受けた事業者は、石川県の要請に対して協力していただいた事業者として、石川県ホームページにおいて、対象施設名(屋号等)を紹介させていただくことがあります。

令和3年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の支給を受けたいの で、関係書類を添えて申請します。

	477 - 771 - 171 - 171	• •
	法人所在地 (又は申請者住所)	〒 一
申請	(フリガナ) 法人名 (又は屋号)	
者	(フリガナ) 代表者名 (又は個人事業主名)	
連	氏 名	
絡先	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入

別紙1~5にて申請する金額を計算してください

	NO.	店舗名(屋号)	店舗ごとの支給額※ (※計算シート(別紙1~5)で算出された ②に記載の金額
+	1		000円
支給	2		000円
申請	3		000円
額	4		000円
	5		000円
		計	000円

				銀行・金庫・					本店・支店・出張所本所・支所		
				組合・農協				40	• 又別		
振	金融機関 コード ^{※2}						支店コード**2				
	店番				預金	È	普通		当座		
込 先	(ゆうちょ銀行のみ記入)				種類	<u> </u>					
元 ※ 1	口座番号**3										
	(> 11 13.1-)										
	(フリガナ) 口座名義										

- ※1 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次〜第6次一部早期)を申請された方で、 記載内容に変更がない場合、記入は不要です。 ※2 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。 ※3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください

	施設(店舗)名		
	所在地		
	一部早期支給制度の 利用有無	□ 利用した	□ 利用していない
	協力金(第3次)~ (第5次)の申請有無	□ 「要請期間 □ 「	協力金(第 5 次) 要請期間 3. 5. 12~6. 13
対 象	店舗分類	□飲食店 □料理店 □居酒屋 □バー □スナック □その他	
施 設 1	申請金額※ ※計算シート (別紙1~5)で 算出された®に 記載の金額		000円
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 :	営業終了時間 :
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	□時毎労業・飲食を主として	後8時まで、金沢市の場合終日提供自粛 業としている店舗については、 終日自粛(金沢市の場合) 営業終了時間 :
	施設(店舗)名		
	所在地		
	一部早期支給制度の 利用有無	□利用した	□利用していない
	協力金(第3次)~ (第5次)の申請有無	□ 「要請期間 □ 「	協力金(第 5 次) 要請期間 3. 5. 12~6. 13
対 象	店舗分類	□飲食店 □料理店 □居酒屋 □バー □スナック □その他	
施設Ⅱ	申請金額※ ※計算シート (別紙1~5)で 算出された®に 記載の金額		000円
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 :	営業終了時間 :
		□ 仏・米	
	 時短要請 期間中の状況	□時毎労業・飲食を主とし	午後8時まで、金沢市の場合終日提供自粛 て業としている店舗については、 の終日自粛(金沢市の場合)

誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1. 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年8月2日(月)午後9時(金沢市の場合午後8時)から9月12日(日)深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
- 2. 申請受付要項等の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 3. 協力金(第6次)の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払います。
- 4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力 団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4 号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記 の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。な お、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
- 6. 協力金の支給を受けた対象施設名(屋号等)などの情報が公表される可能性があることに同意します。
- 7. 申請書類に記載された情報は、いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局及び行政機関 (県内各市町、税務当局、警察署、保健所等)に提供または照会されることに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

申請者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名)

- ○個人事業主の方も必ず記入の上、ご提出してください。
- ○<u>石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次~5次)を申請された方で</u> 記載内容に変更がない場合この用紙は提出不要です。

役員等名簿

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表職・氏名

	1	ı						
氏	カ ナ		生年	月日		性別	役職	現住所
名	漢 字	年号	年	月	日	17774	IX 1HX	シロエ//
ļ								
ļ								
 								
ļ								
								
ļ								
ļ								

注 1名簿の記入の対象者は次のとおりです。

法 人: 非常勤を含む役員(監査役含む)並びに支配人及び営業所の代表者。

個人事業主: 本人(従業員やアルバイトの方は除く)

- 2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 3年号、性別は次のように記入してください。

年号・・・明治 \rightarrow M 大正 \rightarrow T 昭和 \rightarrow S 平成 \rightarrow H 令和 \rightarrow R 性別・・・男 \rightarrow M 女 \rightarrow F

- 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
- 5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の 計算シート判定表

1. 中小企業 または個人事業主か



いいえ

別紙4

で計算してください。 (開業<u>の1年未満</u>の 場合別紙5)



申請する店舗が
 開業してから1年が
 経過している



いいえ

別紙3

で計算して ください。



 R1年または
 R2年の8月・9月の 飲食店部門の売上高が わかっている。



いいえ

別紙2

で計算して ください。



別紙1について

※R1年又はR2年の8月・9月の店舗の飲食部門における1日当たり売上高と R3年の8月・9月の1日当たり売上高を比較して減少額が18万7,500円(金沢市の場合 25万円)より大きい場合<mark>別紙4</mark>で申請すると協力金の支給額が大きくなる場合がござい ます。

※例えば、R2年8月に開業し、コロナの影響を大きく受けた8月の売上高を用いて 申請額を算出すると著しく現状と乖離する場合は、<mark>別紙2</mark>により算出することも可能です。

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次) 申請書類チェックリスト

- ○本チェックリストにて書類がそろっているか確認し、各項目をチェックしてから、 本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- ○申請書類は一式コピーし、お手元に保管してください。
- ○提出書類は、はっきりと読める状態で提出してください。

書類名
1 協力金支給申請額計算シート(別紙1~5いずれか1枚を店舗ごとに提出)
2 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)申請書(様式1AB)
3 誓約書 (様式2) ※誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
4 店舗の飲食店部門の売上高(税抜)がわかる書類(写し可) (例)飲食部門の売上台帳等 ※申請店舗において協力金の基本額(認証店等による加算や一部早期支給の精算前の金額)が 金沢市
5 時短要請に応じた状況がわかる書類(写し可) (例) 営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等 ※提出される書類は、時短営業する店舗の名称や状況(時短営業の期間、営業時間の変更)が第三者から 見て明らかに分かるようにしてください。 ※複数の店舗をお持ちの場合、どの店舗が時短要請を実施しているのかがわかる書類を用意してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次~第5次)のいずれかを申請しており、かつ内容に変更がない場合は下記の添付書類は不要です。

(変更がある場合 該当の書類のみ提出をお願いします。

(変更がめる場合、該当の書類のみ提出をお願いします。)
書類名
6 役員等名簿(様式3)
7 直近の確定申告書
8 申請する店舗ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景(客席と厨房)の写真 A4用紙等に張り付けして提出してください。
9 本人確認書類 (写し可) 本人確認のために、 <u>現住所の分かる</u> 次のいずれかの表裏面の写しを提出してください。 (法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等の書類 (個人) 運転免許証、保険証等の書類
10申請する店舗ごとに必要な全ての許可等を取得していることがわかる書類(写し可) 時短要請期間中に有効な食品衛生法に基づく営業許可証等 ※申請する店舗の名称が記載された書類をご用意してください。
11振込先口座の通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分) 振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。 ※法人の場合は当該法人または代表者の口座に限ります。 ※金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの

本チェックリストも必ず提出してください。

申請店舗名 店舗の所在地(「金沢市」または「白山市・野々市市」のどちらかに○をつけてください)

白山市・野々市市

I. 協力金の基本額の計算

申請する店舗の飲食店部門の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月の 売上高(税抜) の合計は

金沢市

金沢市

457.5万円(1日あたり7.5万円)

506.3万円(1日あたり8.3万円) 白山市・野々市市

を超えますか?

はい いいえ

○支給金額

□金沢市の飲食店

1 2 6 万円 (**3万円/日**×42日)

□白山市、野々市市 1 0 5 万円 (**2.5万円/日**×42日)

右ページへお進みください

支給額の計算が必要です。以下を記入して協力金の基本額を確定してください。 ※算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は令和2年 ①で選択した年の 令和元年又は令和2年 8月の売上高 9月の売上高 8月~9月の売上高 + 2 \bigcirc

令和元年又は令和2年 8月~9月の売上高 円 (3)

令和元年又は令和2年 8月~9月の1日当たりの売上高 円 61 日

(8)

令和元年又は令和2年 8月~9月の1日当たりの売上高

0.4 (金沢市)

1日当たりの 協力金支給額 (5)

★ 0.3 (白山市、野々市市)

X 7

○左記には千円未満切上げした数字を記載してください。 ○支給単価に上限があります。計算の下記の上限に達した場合、

42日

上限額

を記載してください。

金沢市 上限10万円 白山市、野々市市 上限7.5万円

1日当たりの 協力金支給額

1日当たりの

協力金支給額

4

(6)

6

時短協力日数

申請店舗の協力金 支給額

円

円

右ページへお進みください

※令和元年又は令和2年のいずれかの8~9月の売上高を比較して、その減少額の合計が <金沢市>1,525万円(1日当たり25万円) <白山市、野々市市>1,143.75万円(1日当たり18.75万円) を超える場合、別紙4<売上高減少方式>を選択すると協力金の支給額が増える可能性があります。

<金沢市内のみ>

Ⅱ. いしかわ新型コロナ対策認証制度による加算

加算を受けるためには、令和3年9月12日までに、いしかわ新型コロナ対策認証制度 事務局による認証を得る必要があります。

- □左記⑥で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円以上 ⇒加算の対象外 (0円) です。 または、認証を取得していない店舗 以下、Ⅲにお進みください。
- □左記⑥で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円より小さい ⇒加算の対象です。

下記にて計算が必要です。

【加算される協力金の算出】

左記で算出された額 (3万円(下限)または左記⑥)



※日数について

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」 を申請した日から令和3年9月12日 までの日数を右記を参考に記載して

申請日の確認方法

- ◆オンライン申請の方:自動返信メール**受信日**
- ◆郵送で申請された方:消印日、または簡易書 留等の控えの発行日

ご不明な方はコールセンターまでお問い 合わせください。(TEL:076-225-1920)

<白山市、野々市市内の店舗>

<日数早見表>										
申請日	8/2以前	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11
日数	42日	41日	40日	39日	38日	37日	36日	35日	34日	33日
申請日	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21
日数	32日	31日	30日	29日	28日	27日	26日	25日	24日	23日
申請日	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31
日数	22日	21日	20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	13日
申請日	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
日数	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	哲	4日	3日
申請日	9/11	9/12	1							
		0/12								
日数	2日	1日								

く該当者のみ>

Ⅲ. 一部早期支給の精算



- □ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用した。
 - <金沢市内の店舗>
 - □ (8月2日時点でいしかわ新型コロナ対策認証取得済み)

84 万円

□ (認証申請中を含むその他店舗)

63 万円 52.5 万円

□ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用していない。

0 円

協力金申請額

(A)の金額 ®の金額 ©の金額



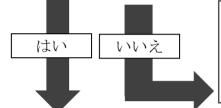
石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)計算シート、【年間売上高】(令和元年又は2年の年間売上高による算出)

申請店舗名 店舗の所在地(「金沢市」または「白山市・野々市市」のどちらかに○をつけてください) 金沢市 白山市・野々市市

I.協力金の基本額の計算

申請する店舗の飲食店部門の令和元年又は令和2年の年間売上高は下記の金額を招 えますか。 (税抜)

	金沢市 (1日当たり7.5万円)	白山市、野々市市(1日当たり8.3万円)
令和元年売上高	2,737.5万円	3,029.5万円
令和 2 年売上高	2,745万円	3,037.8万円



○支給金額

□金沢市の飲食店

1 2 6 万円 (**3万円/日**×42日)

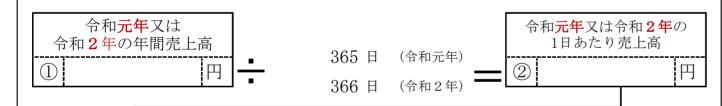
□白山市、野々市市 1 0 5 万円 (**2.5万円/日**×42 日)

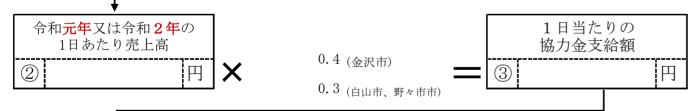
右ページへお進みください

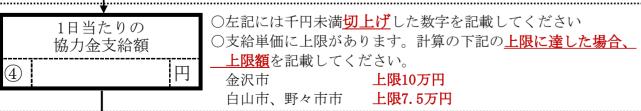
支給額の計算が必要です。以下を記入して協力金の基本額を確定してください。 ※算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。

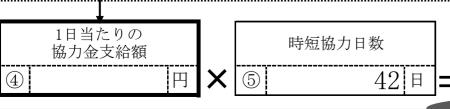
令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

令和元年の売上高を使用 令和2年の売上高を使用









申請店舗の協力金 支給額

6

円

右ページへお進みください

<u>く金沢市内のみ</u>>

Ⅱ. いしかわ新型コロナ対策認証制度による加算

加算を受けるためには、令和3年9月12日までに、いしかわ新型コロナ対策認証制度 事務局による認証を得る必要があります。

- □左記④で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円以上 ⇒加算の対象外 (0円) です。 または、認証を取得していない店舗 以下、Ⅲにお進みください。
- □左記④で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円より小さい ⇒加算の対象です。

下記にて計算が必要です。



※日数について

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」 を申請した日から令和3年9月12日 までの日数を右記を参考に記載して ください。

申請日の確認方法

- ◆オンライン申請の方:自動返信メール受信日
- ◆郵送で申請された方:**消印**日、または簡易書 留等の控えの発行日

ご不明な方はコールセンターまでお問い合わ せください。(TEL:076-225-1920)

<日数早見表> 申請日 8/2以前 8/3 8/4 8/5 8/6 8/7 8/8 8/9 8/10 8/11 日数 | 42日 | 41日 | 40日 | 39日 | 38日 | 37日 | 36日 | 35日 申請日 8/12 8/13 8/14 8/15 8/16 8/17 8/18 8/19 8/20 8/21 31日 30日 29日 28目 27日 26日 申請日 8/22 8/23 8/24 8/25 8/26 8/27 22日 21日 20日 19日 18日 17日 16日 申請日 9/1 9/2 9/3 9/4 9/5 9/6 9/7 9/8 日数 | 12日 | 11日 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 |

く該当者のみ>

Ⅲ. 一部早期支給の精算

申請日 9/11 9/12

日数

2日



- □ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用した。
 - <金沢市内の店舗>
 - □ (8月2日時点でいしかわ新型コロナ対策認証取得済み)

84 万円

□ (認証申請中を含むその他店舗)

63 万円

<白山市、野々市市内の店舗>

52.5 万円

0 円

□ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用していない。

協力金申請額

Aの金額 ®の金額

©の金額



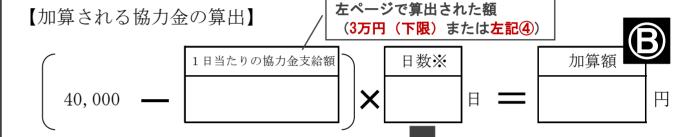
申請額

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)計算シート、【開業1年未満の店舗】(開業日から令和3年8月1日までの売上高による算出)

申請店舗名 店舗の所在地(「金沢市」または「白山市・野々市市」のどちらかに○をつけてください) 金沢市 白山市・野々市市 ○開業年月日(A) 西暦 ○時短要請の開始前日(B) 2021 8月 1日 ●開業後の総日数(B) - (A) 目 · · · (C) I. 協力金の基本額の計算 以下を記入して協力金の基本額を確定してください。 ※算出に用いる売上高はすべて税抜で記載してください。 開業日から令和3年 上記で算出された 開業日から令和3年 (C)の日数 8月1日までの1日当たり 売 8月1日までの売上高 2 円 円 (1)開業日から令和3年 1日当たりの 8月1日までの1日当たり 売 協力金支給額 上高 0.4 (金沢市) X (3) 円 2 0.3 (白山市、野々市市) ○左記には千円未満<mark>切上げ</mark>した数字を記載してください。 1日当たりの ○支給単価に上限があります。計算の下記の上限に達した場合は 協力金支給額 上限額、下限を下回った場合は下限額を記載してください。 金沢市 上限10万円 下限3万円 4 円 白山市、野々市市 上限7.5万円 下限2.5万円 申請店舗の協力金 1日当たりの 時短協力日数 協力金支給額 支給額 4 円**X**5 42日 6

Ⅱ. いしかわ新型コロナ対策認証制度による加算 <金沢市内のみ> 加算を受けるためには、令和3年9月12日までに、いしかわ新型コロナ対策認証制度 事務局による認証を得る必要があります。

- □左記④で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円以上 ⇒加算の対象外 (0円) です。 または、認証を取得していない店舗 以下、Ⅲにお進みください。
- □左記④で算出した1日当たりの協力金支給額が4万円より小さい ⇒加算の対象です。 下記にて計算が必要です。



※日数について

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」 を申請した日から令和3年9月12日 までの日数を右記を参考に記載して ください。

申請日の確認方法

- ◆オンライン申請の方:自動返信メール**受信日**
- ◆郵送で申請された方:**消印**日、または簡易書 留等の控えの発行日

ご不明な方はコールセンターまでお問い合わ せください。(TEL:076-225-1920)

<日数早見表> 申請日 8/2以前 8/3 8/4 8/5 8/6 8/7 8/8 8/9 8/10 8/11 40日 38日 37日 36日 申請日 8/12 8/13 8/14 8/15 8/16 8/17 8/18 8/19 8/20 8/21 日数 32日 31日 30日 29日 28日 27日 26日 25日 申請日 8/22 8/23 8/24 8/25 8/26 8/27 8/28 8/29 8/30 8/31 20日 19日 18日 17日 16日 22日 21日 申請日 9/1 9/2 9/3 9/4 9/5 9/6 9/7 9/8 9/9 9/10 12日 11日 10日 9日 8日 7日 6日 申請日 9/11 9/12

く該当者のみ>

右ページへお進みください

Ⅲ. 一部早期支給の精算

2日 1日

日数



- □ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用した。
 - <金沢市内の店舗>
 - □ (8月2日時点でいしかわ新型コロナ対策認証取得済み)

84 万円

□ (認証申請中を含むその他店舗)

63 万円

<白山市、野々市市内の店舗>

52.5 万円

□ 協力金(第6次)について、一部早期支給の制度を利用していない。 0 円

協力金申請額

申請額 ©の金額 Aの金額 ®の金額

令和3年 9月13日

様 石川県知事 谷本 正憲

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)支給申請書

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の支給を受けたいの で、関係書類を添えて申請します。

		-
	法人所在地 (又は申請者住所)	〒 920−0000 石川県金沢市鞍月1−1
申請	(フリガナ) (フリオモ日)	カ)イシカワケン
	法人名(又は屋号)	株式会社石川県
者	(フリガナ)	イシカワ タロウ
	代表者名 (又は個人事業主名)	石川 太郎
連	氏 名	石川 康太郎
絡先	電話番号	※日中連絡が取れる・折り返し対応可能な番号を記入 090-0000-9999

別紙1~5にて申請する金額を計算してください

			店舗ごとの支給額※
	NO.	店舗名(屋号)	※計算シート (別紙1~5) で算出された
			□に記載の金額 J
+	1	居酒屋 さくさく	880,000 円
支給	2	バー いしかわ	861,000 円
申請	3		000円
額	4	別紙1~5にで	ご計算が必要です。 000 円
	5		000円
	_	計	1,741,000円

振				銀行・金庫・組合・農協					本店・支店・出張所本所・支所		
	金融機関 コード ^{※2}						支店コード**2				
	店番			預金		Ž	普通		当座		
<i>H</i> .	(ゆうちょ銀行のみ記入)				種類	<u> </u>					
込 先 ※ 1	口座番号**3										
, • \ =	(フリガナ) 口座名義										

※1 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次〜第6次一部早期)を申請された方で、 記載内容に変更がない場合、記入は不要です。 ※2 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。 ※3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください

	施設(店舗)名	居酒屋 さくさく									
対象施設 1	所在地	石川県金沢市○○									
	一部早期支給制度の 利用有無	☑ 利用した □ 利用していない									
	協力金(第3次)~ (第5次)の申請有無	協力金(第 3 次) ■ 協力金(第 4 次) ■ 要請期間 R3. 4. 28~5. 11 ■ 協力金(第 5 次) ■ 要請期間 R3. 5. 12~6. 13 ■ 限力金(第 5 次) ■ 要請期間 R3. 7. 26~8. 1									
	店舗分類	□飲食店 □料理店 ☑ 居酒屋 □キャバレー □ナイトクラブ □バー □スナック □その他()									
	申請金額※ ※計算シート (別紙1~5)で 算出された®に 記載の金額	880,000円									
	時短・休業前の 営業時間	<u>営業開始時間 </u>									
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	 ✓休業 ・酒類の提供は午後8時まで、金沢市の場合終日提供自粛・飲食を主として業としている店舗については、カラオケ設備の終日自粛(金沢市の場合) 営業開始時間 : 営業終了時間 : 									

	施設(店舗)名	バー いしかわ									
	所在地	石川県野々市市○○									
	一部早期支給制度の 利用有無	☑ 利用した □ 利用していない									
	協力金(第3次)~ (第5次)の申請有無	協力金 (第 3 次)									
対象	店舗分類	□飲食店 □料理店 □居酒屋 □キャバレー □ナイトクラブ ☑ パー □スナック □その他 ()									
施設Ⅱ	申請金額※ ※計算シート (別紙1~5)で 算出された®に 記載の金額	861,000 円									
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 20:00 営業終了時間 24:00									
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	 □休業 ・酒類の提供は午後8時まで、金沢市の場合終日提供自粛・飲食を主として業としている店舗については、カラオケ設備の終日自粛(金沢市の場合) 営業開始時間 15:00 営業終了時間 20:00 									

記入例

誓 約 書

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1. 業種ごとのガイドラインを遵守し、令和3年8月2日(月)午後9時(金沢市の場合午後8時)から9月12日(日)深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
- 2. 申請受付要項等の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 3. 協力金(第6次)の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払います。
- 4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力 団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4 号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記 の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。な お、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
- 6. 協力金の支給を受けた対象施設名(屋号等)などの情報が公表される可能性があること に同意します。
- 7. 申請書類に記載された情報は、いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局及び行政機関 (県内各市町、税務当局、警察署、保健所等)に提供または照会されることに同意しま す。

【署名欄】 署名年月日 **令和3**年 **9**月 **13**日

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

石川県金沢市鞍月1-1

申請者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名)

代表取纬役 石川 太郎

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

○個人事業主の方も必ず記入の上、ご提出してください。

○<u>石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次~第6次一部早期支給)を申</u>請された方で記載内容に変更がない場合この用紙は提出不要です。

役員等名簿

令和 3 年 9 月 13 日

住 所 石川県金沢市鞍月1-1 商号又は名称 株式会社石川県 代表職・氏名 代表取締役 石川太郎

	1	1								
氏	<u>カナ</u>	生年		年月日		性別	役職	現住所		
名	漢 字	年号	年	月	日	1777.1	[文 有成	/ш.н.// I		
	イシカワ タロウ	S	47	4	6	M	代表取締役	石川県○○○		
	石川 太郎		41	4	O	IVI		4/1 / KOOO		
イシカワ コウタロウ		Н	3	6	11	M	取締役	富山県〇〇〇		
	石川 康太郎	11	J	O	11	IVI	以称仅	畠山泉 ししし		
	ハヤシ ハナコ	Н	4	5	6	F	取締役	長野県○○○		
	林 花子		4	9	O	Г	4×4012			
	フジオカ ダイチ	S	4.5	8	27	М	監査役	東京都〇〇〇		
	藤岡 大地	5	45	0	21	M	監重仅	来 京都 ○ ○ ○		

注 1名簿の記入の対象者は次のとおりです。

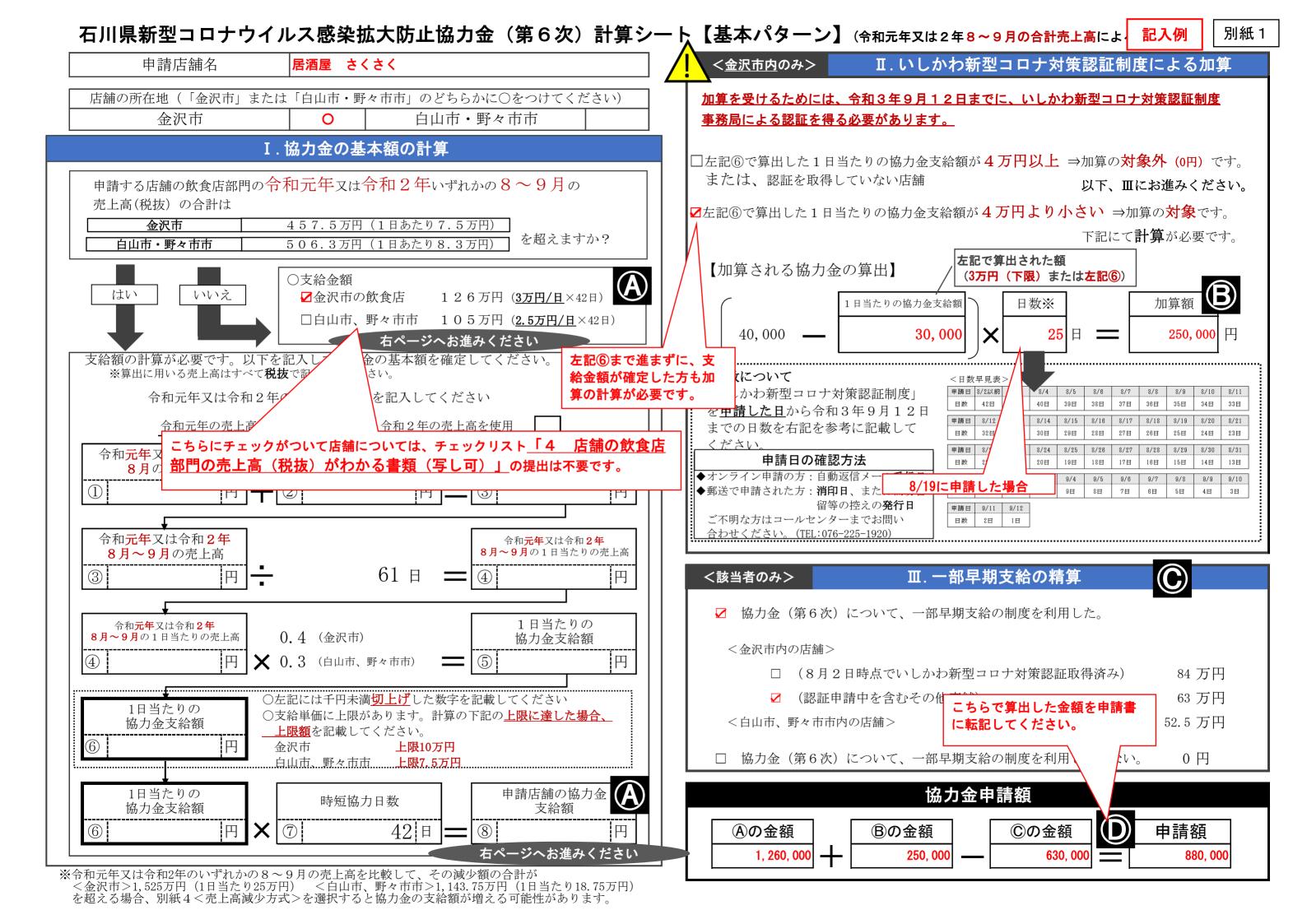
法 人: 非常勤を含む役員(監査役含む)並びに支配人及び営業所の代表者。

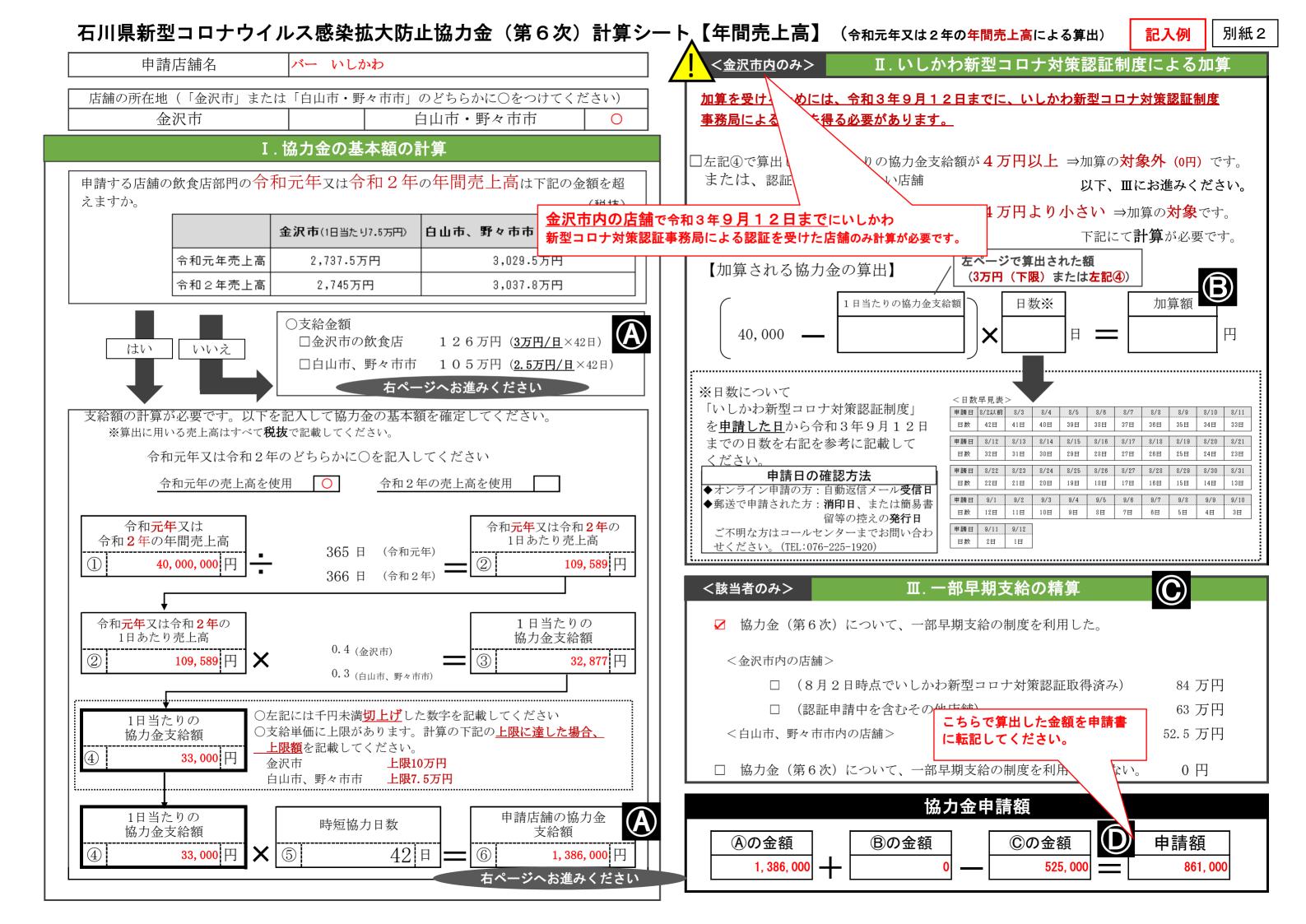
個人事業主: 本人(従業員やアルバイトの方は除く)

- 2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 3年号、性別は次のように記入してください。

年号・・・明治 \rightarrow M 大正 \rightarrow T 昭和 \rightarrow S 平成 \rightarrow H 令和 \rightarrow R 性別・・・男 \rightarrow M 女 \rightarrow F

- 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
- 5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。





石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 (第7次) 【一部早期支給】 (要請期間: 令和3年9月13日~30日) 申請受付要項

申請を希望される方は、**必ず石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協** 力金(第6次)と一緒に申請してください。

受付期間:令和3年9月13日(月)~27日(月)

■一部早期支給の概要

令和3年9月13日から9月30日までの間、石川県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく時短要請等(以下、「要請」という。)にご協力いただける金沢市・白山市・野々市市の飲食店等に対して、要請期間の終了を待たずに、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7次)(以下、「協力金(第7次)」)の一部を早期支給いたします。

■支給額

金沢市内の店舗42万円白山市、野々市市内の店舗35万円

■申請方法

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に申請書類を郵送してください。令和3年9月27日(月曜日)の当日消印有効です。

【宛先】〒920−0864 金沢市高岡町12−45

ロイヤルシャトー南町A

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7次)

一部早期支給申請受付係 宛

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

インターネットによる申請も受け付けいたします。(協力金(第6次)のフォームから申請してください。) 「https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/kyouryokukin6.html]

■要請内容(令和3年9月13日~令和3年9月30日)

- X 110 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- , , ,
金沢市(まん延防止等重点措置区域)	白山市、野々市市(その他地域)
①通常、午後8時を超えて営業する店舗が	①通常、午後9時を超えて営業する
営業時間を午後8時までに短縮すること(営業	店舗が営業時間を午後9時までに
再開は午前5時以降)	短縮すること
	(営業再開は午前5時以降)
②酒類提供は終日自粛	
ただし、いしかわ新型コロナ対策認証制度取得店	②酒類提供は午後8時までとすること
舗については、1グループ4人以内又は同居家族	
のみの利用に限り午後7時30分まで酒類の提	
供が可能	
③カラオケ設備の利用を終日利用	
自粛すること	

■申請にあたって

- ○申請にあたって石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第3次~第5次)のいずれかの 受給を受けている必要があります。
- ○対象の店舗が、令和3年9月13日(月)午後9時(金沢市の場合、午後8時)から9月30日 (木)夜12時までの全ての期間において石川県の要請に応じていただける中小企業・個人事業主 等である必要がございます。
- ○一部早期支給を受けた場合、要請期間終了後、本申請において必要な書類の提出をして いただきます。
- ○本申請の際に算出した総支給額と一部早期支給分との差額については、本申請における審査の後、 追加支給いたします。
 - 一部早期支給を**希望されない方(売上高減少方式で申請されたい方)**や大企業につきましては、 **本紙の提出は不要です。**
- ○本事業の振込は、<u>石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第6次)で申請者が指定した</u> <u>口座に振り込み</u>いたします。 申請書は裏面になります。

)一部早期支給を受けた方は要請期間終了後、**"本申請"**が必要です。

·部早期支給を希望されるかたは、石川県新型コロナウイルス感染

第7次一部早期支給

一緒に提出されない場合、申請が無効となります。

○一部早期支給を希望されない方は、本紙の提出は不要です。

拡大防止協力金(第6次)と一緒に申請することが必要です。

令和3年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7次)【一部早期支給】支給申請書 (9月13日~9月30日要請分)

次のとおり石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7次) 【一部早期支給】の支給を 受けたいので、下記誓約を遵守し申請します。

支	NO	压结点 (昆虫)	内维化元	申請金額							
		店舗名(屋号)	店舗住所	金沢市内			白白	白山市、野々市市内			
給	1			□ 420,000円					□ 350,000円		
申請	2			□ 420,000円			□ 350,000円				
額	3			□ 420,000円			□ 350,000円				
			計					0	0	0	円

誓約書

私は「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7次)」のうち、早期に一部を受給するに当たり、下記 の内容について誓約します。

- 1. 令和3年9月13日(月)午後9時(金沢市の場合午後8時)から9月30日(木)深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の石川県からの要請を遵守します。
- 2. 一部早期支給分を受給した場合、必ず要請期間後に受付を行う本申請を行います。 その際に、必要書類を全て提出します。また、要請に応じていないなど支給対象外であると判明した場合又は本申 請を行わない場合は、一部早期支給分の協力金の返還に応じます。
- 3. 協力金(第7次)の一部早期支給を受けた後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(協力金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払います。
- 4. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第 1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、 かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に 事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意 します。
- 6. 申請書類に記載された情報は、行政機関(県内各市町、税務当局、警察署、保健所等)及び関係機関に提供 または照会されることに同意します。
- 7. 申請内容の不備等が、指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする ことに同意します。 ※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

○申請者氏名	(法人にあっては、	その名称及び代表者の役職と氏名)
	(広人にめつ しは、	ている你及い以及有い文献と以右)

○連絡先

,			
-			